

## 議案第 21 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部  
を改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市  
教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出す  
る。

令和 6 年 2 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

### 提案理由

役職定年制度導入等に伴い、小城市立小・中学校に新しい職とし  
て特任指導教諭を配置するため、小城市立小・中学校の管理及び運  
営に関する規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部  
を改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市  
教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の見出しを「(指導教諭等)」に改め、同条中「指導教諭」の  
次に「及び特任指導教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第21号 小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（<u>指導教諭</u>）</p> <p>第32条 学校に指導教諭_____を置くことができる。</p> <p>2 指導教諭_____は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p>	<p>（<u>指導教諭等</u>）</p> <p>第32条 学校に指導教諭及び特任指導教諭を置くことができる。</p> <p>2 <u>指導教諭及び特任指導教諭</u>は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p>